

日露戦争とプロパガンダ

米濱泰英

はじめに

日露戦争は、戦う双方が国際法に則って戦争すると宣言した、世界の歴史に例を見ない珍しい戦争であった。

ロシアとの外交交渉は1903年7月から1904年1月に至る半年間に及んだ。のりくりと返事を長引かせるロシアに業を煮やした日本は、2月6日外交交渉を打ち切り、国交断絶を宣言した。当日、日本の連合艦隊は佐世保港を出港し、2月8日、9日、韓国の仁川港と満洲の旅順口に停泊中のロシアの艦船を攻撃した。

2月10日、日本はロシアに対して「宣戦布告」したが、同日ロシアも日本に対して宣戦布告した。

2月10日の明治天皇による「開戦の詔勅」中の一節。

「朕が百僚有司は宜しく各々其の職務に率(した)がひ、其の権能に依じて国家の目的を達するに努力すべし。凡そ国際条規の範囲に於て一切の手段を尽くし違算なからんことを期せよ」

2月14日、ロシア政府は「日本と戦争する間露国の準拠せんとする規則」を公布

「軍事当局者は露国の加入したる国際規約を遵奉すべし」

1864年の「ジュネーヴ条約」(赤十字条約)

1899年、ハーグ万国平和会議に於ける「陸戦の法規慣例に関する条約」

その他「毒ガス禁止宣言」「ダムダム弾禁止宣言」等

「陸戦の法規慣例に関する条約」は1899年、オランダのハーグで開かれた万国平和会議に於いて調印された(32ヶ国)。会議を提唱したのはロシアの皇帝ニコライ二世であった。

この条約は1874年、ブリュッセルで開かれた「陸戦の法規慣例に関する万国会議」で決議された「ブリュッセル宣言」に基づく。ブリュッセル会議を提唱したのはロシアの皇帝アレキサンドル二世、すなわちニコライ二世の祖父であった。

ロシアの皇帝は祖父から孫の代にわたってこの「陸戦の法規慣例に関する条約」を実現した。ロシアは条約の生みの親。

日露戦争は「陸戦の法規慣例に関する条約」調印後初めて行われる大規模な戦争であり、条約に調印批准した国は、この条約を守る義務があった。

第1章 日本の国際法に対する取組

日本もハーグの国際会議には代表団を送り、「陸戦の法規慣例に関する条約」に調印している。ロシアは条約の本家本元であるという態度で戦争に臨んでくることは十分予想された。

日本は幕末に、欧米の十数ヶ国と不平等条約を締結した。アジアの国々は日本も含めてすべて不平等条約を結ばされた。明治新政府は欧米の各国と協議して対等の条約に改正したいと試みた。岩倉使節団の欧米視察も最大の目的は条約改正にあった。しかしどこも改正に応じてくれる国はなかった。日本にやって来たお雇い外国人に「日本はどういうことをすべきか？」と尋ねると、彼らの回答は一様に「日本は万国公法に基づいた国造りが必要である。そうして初めて文明国の仲間入りができる」という答えが返って来た。世界には「万国公法」というものがあることを知った。それに基づいた国造りが「文明国」になる道であると教えられた。

明治3年生まれの内閣法学者、安達峯一郎の講演。

「明治二十一、二年ころ、私共が高等中学の学生時代に在っては、明白に日本は国際法の適用範囲外でありました。国際法は日本国に適用すべからざるものである、これは欧米専用の經典であると定めて居ったのであります。それ故にその当時私共の先輩であります井上毅先生などは、如何にして日本政府は日本帝国をして国際法の適用範囲内に入れしめることを得べきや、といふ問題を大変に論じました。国際法を日本に適用することは日本人種、大和民族の希望である、また実現せしめねばならぬ問題である。・・・」(安達峯一郎(法学博士、フランス大使)講演「国際法研究に就て」『国際法外交雑誌』第11巻第3号、1912年12月)

日本国憲法ができるのが明治22(1889)年。ブリュッセル会議が開かれた1874年は明治7年。このブリュッセル会議にオブザーバーとして出席した日本人がいた。山沢静吾という陸軍少将で、彼は英語版の会議録ブルー・ブックを手に入れ大山巖に送っている。

大山は3年間フランスに留学していたが、ブリュッセル会議の前に帰国して陸軍大臣になっていた。

山沢静吾が送ったブルーブック(議事録、会議録)は、陸軍大学校に保管されたが、後に陸大の講師となった有賀長雄がそれを翻訳して、陸大で参謀将校たちに講義した。

有賀が陸大で「ブリュッセル宣言」を基に講義した陸戦法規は、1894年日清戦争の直前に『万国戦時公法』として陸軍大学校から出版された。これは5年後の1899年に調印される「陸戦の法規慣例に関する条約」の内容を先取りしたものであった。

大山は日清戦争で、第二軍の司令官になるが、彼には「ブリュッセル宣言」の陸戦法規を日清戦争で実践したいという意志があった。彼は有賀長雄に第二軍に従軍するよう要請し

た。国際法学者を戦争に従軍させるということは、それまで例のないことであった。有賀は出来たばかりの著作である『万国戦時公法』をもって戦争に臨み、将校たちに参考資料として使わせた。将校の多くは彼の教え子でもあった。

「ブリュッセル宣言」は、戦争の残酷さを少なくし戦争の犠牲者を減らすためにはどんなルール作りが必要か、というところから発想されている。「人道的な面を重視した近代戦争のルール作り」と**いい。この宣言は従って「捕虜の処遇」と「傷病者の救護」ということが中心テーマになっている。**

「傷病者の救護」は、1864年の赤十字条約によって早くから世界で広く実践されてきていた。戦闘で傷を負ったり病気になった兵士は、敵味方の区別なく救護されなければいけない。日本でも1877年の西南戦争の時に赤十字に倣った「博愛社」ができ、政府軍であれ薩摩軍であれ、傷病者を救護してきた。その博愛社が日本赤十字社になり、万国赤十字同盟に加入。日清戦争の時には、1400名近い救護人員を戦地に派遣し、また1900年の北清事変（義和団事変）でも病院船を2艘送って、多くの傷病者を日本まで連れてきて治療した。

一方、捕虜の取扱いは、ブリュッセル宣言で初めて明確な形となった。

日本は、5年後にハーグで決まる「陸戦の法規慣例に関する条約」の「捕虜の処遇」を先取りして実行していた。これは画期的なこと。

ブリュッセル宣言の「俘虜」の冒頭に「捕虜は捕えた政府の管轄に入るべきもの。捕えた個人や部隊が管理してはいけない。」という条項がある。これは、捕虜は罪人ではなく、戦争が続いている間戦力外に出てもらい、専らそのために抑留国は捕虜を自国政府の法律規則の下に置く、——このような目的で、捕えられた捕虜はすぐ内地に連行されるべきと。日本はそれを守って、捕えた捕虜をすみやかに本土に連れてきた。



フランスの画家ビゴーによる「清国軍捕虜を護送する日本軍」

「捕虜は食糧や被服は、捕えた政府の軍隊と対等の取扱いを受けるべし」。

日本に連行した捕虜には、日本の兵士の 1 日の食事代に要する費用と同じ額の費用で食事を作って出した。

将校は、一般兵士と別の場所に収容され、区別されて遇された。ただ、日露戦争では捕虜将校には日本の同じ階級の将校が受けている俸給と同額をロシア人将校に支払ったが、日清戦争では将校に俸給は支払っていない。それは、「ブリュッセル宣言」にはその規定がなかったからである。

戦争が終わって、有賀長雄は日清戦争で日本は国際法に則って戦争したということを欧米人に知ってもらう必要があると考えた。そのためにはフランスに渡ってフランス語で本を出版したい、そのことを司令官の大山巖と大本営参謀長の川上操六に話すと、2 人とも大賛成で、「ぜひやってくれ」と言って、すぐに陸軍・海軍に諮ってその費用を出すように手配してくれた。有賀は単身フランスに渡り、パリでフランス語の本を出版した。その本にはフランスの国際法の大家ポール・フォーシスが丹念に読んでくれて序文を寄せている。有賀は日本に帰ってそれを日本語に訳して出版したので、日本語の本の方が後に出た、本の題名は『日清戦役国際法論』（明治 29 年刊）。

欧米人の多くは日清戦争を所詮は「アジア人同士の野蛮な戦争」と見ていた。有賀の著書の「緒言」には、本書の目的は、日清戦争において日本はどのような姿勢で臨みどういう戦争をしたかを明らかにして、それをヨーロッパの国際法学者に伝えたいのであると言っている。

「本書の目的は日清戦役に於て、敵は戦律（戦争法規）を無視したるに拘らず、我が軍は文明交戦の条規に準拠したる詳細の事実を、欧州の国際法学者に伝へんとするに在り。

戦律の遵奉は人性に基づく義務にして、敵に対する義務に非ず。故に敵はこれを無視すとも我はこれを遵奉する義務ありと認めたり。」

国家たるもの、一旦戦争法規を守る義務を認めた以上は、相手の国家がそれを守る義務を認めないからといって、守らなくていいということにはならない。なぜならそれは他国に対する義務ではなくして、人間性に対する義務であるからだ。だから、清国が戦争法規を守らなくても、日本は徹底して守るという立場を貫いたのだ。

（「清国軍隊には隊属の衛生部員すらも殆ど無し」「兵士負傷するもその治療は僅かに膏薬を以て傷口に加ふるのみ」。「清兵は我が戦死を見ればその首を誅(き)りその手足を截(き)りて上将に致し賞金を得る。故に各自もまた我が手に落ちば此の如くせられんを慮る」)

○ 日露戦争に従軍する国際法学者

大山巖は日露戦争で満洲軍総司令官になる。日清戦争の経験を踏まえて、日露戦争では各軍に2名の国際法学者を従軍させた。

第一軍（黒木為楨司令官）	蜷川新、加福豊次、
第二軍（奥保鞏司令官）	佐竹準、田中遜、
第三軍（乃木希典司令官）	篠田治策、兵頭為三郎、
第四軍（野津道貫司令官）	皆川治広、高橋粲三、
韓国駐劄軍（鴨緑江軍）	野沢武之助
満洲軍総司令部	有賀長雄（首席法律顧問）

彼らはほとんどすべて東京帝国大学法科大学を卒業して、法学博士か法学士という肩書である。有賀は日清戦争に従軍しており、この方面のパイオニア的存在であった。

日露開戦とともにアメリカに渡って広報活動を展開した金子堅太郎の帰国後の講演。彼がアメリカに着いてしばらくして、日本が国際法の専門家を各軍に2名ずつ顧問に就けたという報道が伝わって来た。これを聞いたアメリカの知識人たちから、世界中そんなことをやった国はこれまでないと言って一斉に称賛の声が挙がったと述べている。

「日本軍が国際公法家を二人ずつ附けたと云うことが非常な喝采を得た。これは従来の文明国に於て無い、日本の新例に倣うべきことで、一進歩を陸戦の法規に与へたと云って大いに称賛されたのであります。」（金子堅太郎「在米中の日露戦争国際法観」『国際法雑誌』第4巻第5号、明治39年1月）

日露戦争終結後、有賀は日清戦争の時と同じように、フランスに行って、『日露陸戦国際法論』をフランス語で出版する。今回は、各軍に従軍した国際法学者たちから、従軍した際の記録を提供してもらい、それをフランスに持参し、参照しながら本書を執筆した。

日清戦争の時に親切に読んでくれて序文を寄せたフランスの国際法の大家ポール・フォーシスが、今回も亦本文を丁寧に読んで序文を書いてくれた。

有賀のフランス語で書かれた“La Guerre Russo-Japonaise au point de vue du droit international”（『日露陸戦国際法論』）は、フランスでも評判になり、フランスの陸軍大臣がこの本をフランス陸軍の各兵営文庫に備付けるよう指示を出したと言う。フランスはロシアの同盟国で、日露戦争ではロシアに対し資金的に莫大な援助をした。

日清、日露と二つの戦争に関してフランス語で著作を刊行したことで、有賀は帝国学士院より恩賜賞を授けられた。有賀の受賞記念講演「仏文著作苦心談」あり。

第2章 「陸戦の法規慣例に関する規則」

ロシアも日本も守ることを義務付けられた「陸戦の法規慣例に関する条約」は「人道的な面を重視した近代戦争のルール作り」であったので、その柱となったのは、「捕虜の処遇」と「傷病者の救護」が中心になっている。

「傷病者の救護」は、日清戦争のところでも述べたので、ここでは「捕虜の処遇」について言及したい。日清戦争で日本はすでに「ブリュッセル宣言」における捕虜条項を実行した。「陸戦の法規慣例に関する条約」の捕虜条項は「ブリュッセル宣言」よりさらに進化していて新たなものがいくつも加わっていた。日本は日露戦争でそれを忠実に実行する。

先ず、開戦から10日あまりで海軍、陸軍共にそれぞれ「俘虜取扱規則」を制定する。

○ **捕虜の処遇**（「陸戦の法規慣例に関する規則」による）

「俘虜は人道を以て取扱はるべし」

——捕虜は人道的博愛の心をもって取扱うことが条約の精神とされた

「俘虜は敵の政府の権内に属し、これを捕えた個人、部隊に属するものではない」

——捕虜は個人や部隊によって管轄されてはいけない。捕虜を捕えたら直ちに内地に護送し、政府の管轄の下に移すことが義務付けられた

「各交戦国は戦争開始の時より、俘虜情報局を設置する」

——これは「ブリュッセル宣言」にはなかったもの。ハーグにおける条約で初めて入れられた。情報局は捕虜に関する一切の問合せに答える任務をもつ。日本は開戦した月に「俘虜情報局」を設置している。捕虜の留置、移動、宣誓解放、入院、死亡など。各捕虜に関して銘銘票を作成。10日ごとに新情報が届くようにした。

「俘虜は糧食、寝具、被服に関し、これを捕えた政府の軍隊と同等の取扱いを受けること」

——当時の日本兵士の食事代は1日15銭。ロシア兵捕虜も最初は同一金額。しかし、食習慣の違いからロシア兵にはそれでは足りない判断、値上げして25銭に。将校は55銭。

「俘虜将校は、その抑留されている国の同一階級の将校が受けると同額の俸給を受けることができる。俸給はその本国政府より償還されなければならない」

——これも「ブリュッセル宣言」にはなかった項目。国内29ヶ所の捕虜収容所のうち、四国の松山には捕虜将校が最も多く、350人近くいた。ある時期から道後温泉に入浴することが許され、将校たちは貸し切りの湯を楽しんだ。また貸自転車、4、5キロ先までのサイクリングが許可された。室内に小鳥を飼ってその鳴き声を楽しんでいる者もいた。家族を呼び寄せ、収容所を出て貸家に住むことも認められた。

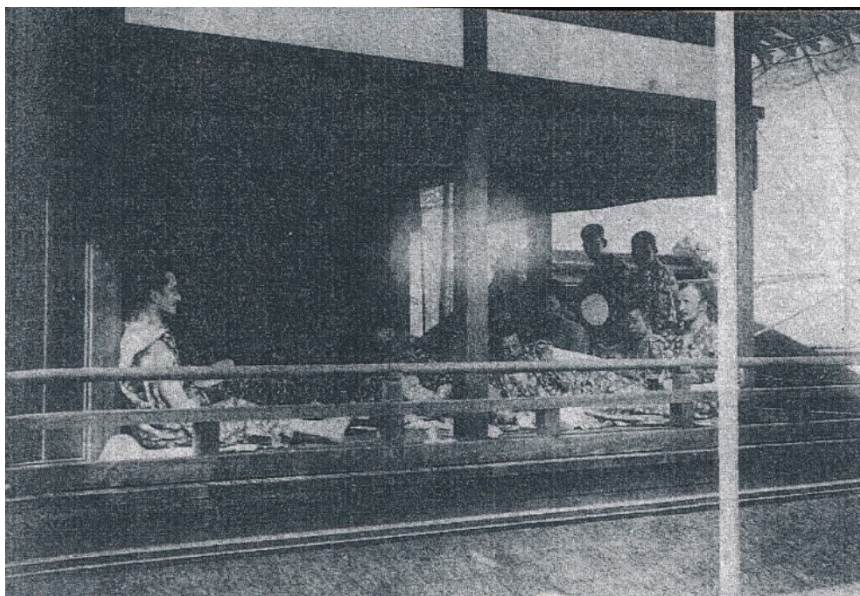
「俘虜はその本国の法律がこれを許す時は、宣誓の後解放されることがある。」

——旅順の要塞が開城された際、「宣誓解放」が行われた。将校は今次戦争で再び武器

を取らないと誓えば帰国を許すというもので、ステッセル司令官以下、将校、下士官兵、文官等を併せて1467名が帰国した。



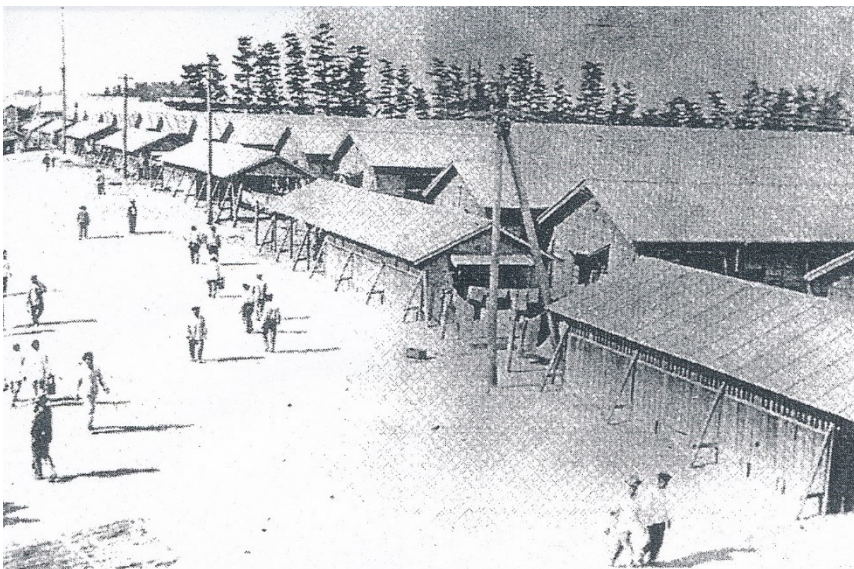
鳥の鳴き声に興ずる捕虜将校たち（松山）



道後温泉で湯上りに寛ぐ捕虜将校たち



貸自転車を楽しむ捕虜将校たち（松山）



堺市浜寺の捕虜収容所（2万人が収容された）

陸軍省編『日露戦争統計集』によると、

ロシア兵の捕虜総数 7万 9454 名

国内に収容した捕虜総数 7万 2418

（旅順開城による捕虜 4万 3975 うち日本に連行 2万 4300）

第3章 開戦時期の問題

開戦のとき日本は国交断絶を通告すると同時に、仁川港と旅順口でロシアの軍艦を攻撃した。それが2月8日、9日。そして2月10日に「宣戦布告」。先に攻撃しておいてから宣戦布告した。

ロシアがこれに黙っているはずがない。さっそく局外中立をとっている諸国に——ほとんどの国が局外中立を表明していた——「日本は文明国相互の関係を律する国際法や国際習慣を無視した違反行為を行っている」と非難する文書を送った。

開戦早々アメリカに渡った金子堅太郎（先に紹介）は、着いて驚いた。新聞記者や朝野の人に会うとみな口々に言っている、

「日本は戦争を始める前に宣戦の布告をしなかったのは万国公法違反であると、ロシア政府が各国に通知して、それをアメリカの各新聞に載せたので、“日本は実に乱暴だ、不意打ち、闇討ちをした、日本は国際公法を無視した未開野蛮国である”と」。

しかし、当時の国際法学者のほとんど全てが、これは違法でも何でも無い、宣戦布告と戦闘行為はまったく関係ないと判断する立場をとっていた。戦争に従軍した10人の日本人国際法学者はみなそう考えていた。これは当時の国際法の常識であったようだ。国交が断絶した時点で敵対関係に突入しているという考え方が基本。

日本軍も日本政府もそれをよく知っていて、承知の上で先制攻撃を仕掛けたと言える。

イギリス陸軍のモーリス大佐が1700年より1871年に至る170年の間に行われた百十数回の戦争を調査したところ、107回は開戦の宣言なしに直ちに開戦している、予告を発した後には開戦しているのは、1719年の仏西戦争、1792年の欧州対仏国戦争（フランス革命戦争）、1793年の仏英戦争、1870年の普仏戦争、この4例あるのみという結果が出た。この報告は国際法学者の間ではよく知られており、「宣戦布告必要なし」とする論拠に使われた。

戦争が終結して、日本の国際法学者の間で、日露戦争は何時から始まったかという開戦の始期が議論になり、意見がまちまちに別れた。

① **最後通牒説** 寺尾亨ら

最後の通知をもって宣戦の一方式といえることができる

② **国交断絶説** 蜷川新ら

戦争は予告を必要としない、平和的交渉が止んだ後はいつでも敵対行為を開始できる。①の最後通牒と時間的には同じ

③ **艦隊佐世保出港説** 有賀長雄ら

連合艦隊がロシア艦隊を攻撃する目的をもって出発したときが、敵対行為の実行に着手した始まり

④ 露国商船拿捕説 立作太郎ら

海上拿捕は戦争行為である。故に拿捕を行うことは戦争開始に外ならない（2月7日、連合艦隊が旅順に向かう途中、航行中のロシア汽船ロシア号を拿捕した）

⑤ 露国艦船拿捕説 高橋作衛ら

露国義勇艦隊の船舶を外交断絶後に捕えた時より日露戦争は開始する（連合艦隊が仁川港の入口に近づいたとき、カレーエツに遭遇。双方発砲したが、双方に損害なし。）

政府の場合、法理上よりも実際問題として、戦時給与、恩給年限、軍人実役停年の計算等に付き戦時の始期を定める必要があり、2月6日より戦時とすることに決定した。

始期をめぐってこれほど意見が割れるとなると、国際法学者の間にも戦争開始の期日をはっきりさせた方がいいという意見が多くなっていった。国際的にも「宣戦布告」によって開戦時期をはっきりさせるのがいいという方向に傾いて行く。

1907年、ハーグに於て「第二回万国平和会議」を開催

「宣戦布告」は義務付けられることになる。

「締盟国間に於ける戦闘は、明瞭なる予報なくしてこれを開始すべからざるものと認む。此の如き予報は理由を附したる開戦の宣言の体裁を以てするか、もしくは条件付きなる開戦の宣言を含む最後通牒の体裁を以てすべきものとす」

第4章 外国人従軍記者、観戦武官

○ 取材許可を出さない日本軍

さて、日露開戦が近づくと、世界各国から従軍観戦を希望する視察団の派遣、主要な新聞・雑誌・通信社からは従軍許可申請が舞い込んできた。まず、日本政府・軍部はこれにどう対応したか。

陸軍も海軍も開戦間もない短期間に、外国新聞従軍記者の取扱い規定、従軍外国武官心得を手際よく制定して配布した。問題はそれからである。従軍許可証を手に入れて、はるばる海外から東京へ乗り込んできた彼ら観戦武官や従軍記者に対して、数か月経ってもなお朝鮮半島や満洲の戦場へ取材に向いてよいという許可が出ないのである。

参謀本部は、軍の動向や作戦が外部に洩れることを極度に警戒して、なかなか取材許可を出さないのである。従軍許可が下りたから日本にやって来たのに、取材をさせないとはどういうことか？ 記者たちの不満はつのるばかりである。送り出した本国の会社からは苦情が舞い込む。旅費や滞在費は馬鹿にならない額であるのに、記事は一向に送られてこない。ついには、怒って日本軍を批判して帰国する記者も出はじめた。彼らは母国に帰ると、日本の悪口を書き始める者もいた。これは十分予測できたことである。

このような事態を日本滞在 25 年のドイツ人医師で皇室の侍医でもあったベルツ博士は、興味深く見守っていた。彼には日本に来る外国人武官や新聞記者に知り合いも少なくなかった。彼の日記を見ると、当時の様子が浮かび上がってくる。

1904 年 5 月 15 日、ベルツの日記。

「観戦のため当地に派遣されて来た外国武官連は、かれらのいわゆる日本内地拘禁にすっかりつむじを曲げている。今や東京には、各国の武官がうようよしている有様だ。かれらは自身でも、ばかばかしいことだろう、無為にこんなところに腰をすえて、しかも戦争に関しては、まったくの話、ヨーロッパにいるよりも知るところが少ないという次第なのだ。「日本内地を見物しろ」と勧告するなんて侮辱だと、かれらは言明した。」

5 月 24 日、ベルツの日記

「外国通信員たちは真剣に怒り出した。作家としてアメリカで非常に人気のある、有名なジャック・ロンドンが、かれに手向かいした日本人の従卒を殴り倒したので、第一軍で軍法会議に附せられ、六カ月の禁固を宣言されたとの話である。…

ニコルソン将軍は、同盟国の公式派遣武官たる将軍自身をまる二カ月後も、いまだに東京に引留めていると、心底からこぼしていた。同様の不平を、夕刻、ドイツ公使館で、全部のドイツ

武官がもらしていた。」

ジャック・ロンドンはこの後に取り上げるが、ニコルソン中将は同盟国イギリスの派遣した首席外国武官であった。彼は第二回の観戦武官一行 16 名の中に入っていたが、彼らが戦地に出発したのは 7 月 24 日であった。ベルツが日記に書いてから 2 ヶ月後のことである。してみると、ニコルソンらは東京で 4 ヶ月も時間をつぶしたことになる。

こうしたなか、アメリカ人記者のなかには、ルーズベルト大統領に直接電報を打って、なんとか戦場へ行けるように話をつけていただけないかと依頼までしている。その話は日本の駐米公使・高平小五郎に伝わり、高平は小村寿太郎外務大臣に具申の書簡を発し、軍機戦略の許す限り通信の便宜自由を与えてやっていただけないかと書き送った。

事態を憂慮した山県有朋・陸軍参謀総長は、満洲軍総司令官・大山巖に電報を打って、
「我が邦に不利益なる論議を欧米に流布せしむるは、策を得たるものに非ず。この旨篤と各軍に訓示せられたし」

と要望。これが 9 月 14 日のことである。さらに翌々日 9 月 16 日には山県は「宣戦の詔勅」の精神を説いて、訓電を大山に発送した。山県としては、ヨーロッパとアメリカで発行した戦時公債がそのために値を下げるとなれば、日本の莫大な借金は大変なことになると心配していた。

「外国観戦員に対しても 亦須らくこの本義に準拠し、苟くも軍国の機密に抵触せざる範囲に於ては 努めて懇篤開潤を旨とし、帝国誠意の存する所を顕明ならしむるに於て違算なからしむることを望む」

そして同時にこの訓電を世界に向けて公表した。満洲軍総参謀長の児玉源太郎は、事態がこれほどになったことの責任を取ろうとして、山県参謀総長に辞表を提出した。

事態は尋常ではない。どうぞどうぞと日本に呼んでいながら、来てみると戦争の取材をさせない。それならば最初から呼ばなければいいじゃないか、と誰もがそう思う。どうも何か方針を変更するきっかけがあったのではないかと思いたくなるが、それについて軍は何も云わないし、後に書かれた戦史や研究論文も何も触れていない。

それにずばり答えているイギリス人の著作を見つけた。

R・M・コナフトン著（妹尾作太男訳）『ロシアはなぜ敗れたか——日露戦争における戦略・戦術の分析』（1989 年）

コナフトンは、イギリスの陸軍幕僚学校の教官をしていた人。彼によると、イギリスの『タイムズ』に載った 2 月 29 日の記事が原因であると書いている。その記事は以下のようなもの。

「過去数日間に日本軍が揚陸したものは、補給物資、輸送隊および馬で、馬は 4500 頭であ

る。上陸兵員合計は、第十二師団と第二師団の一部を含め、合計 2 万名である。もう 1 つの上陸が海州（ハジュ）南方のすぐ近くの海岸で実施されている。上陸した部隊はその地点から北京街道に並行して前進する結果、5 日間の行軍を儲けたことになる。数門の砲を有する 8000 名の部隊が現在平壤に向っている。」

記事を紹介したあと、コナフトンは、「この記事が出て以後、外国および国内の従軍記者に対して厳格な報道管制が敷かれることになった」と書いている。

それ以上の説明は何もないので、コナフトンのこの説明を信用していいのかわからない。日本軍は当初から厳しい報道管制を布くつもりであったから、このような記事 1 つで方針が変わったということはある得ないという見解もあるであろう。インテリジェンスの専門の方のご教示を得たい。

1 つだけ参考資料を紹介しておきたい。『タイムス』の記事が出たという 2 月 29 日から 5 日後の 3 月 5 日、陸軍は従軍許可の下りた外国新聞記者らに石本新六・陸軍次官の名義で「外国通信員諸君に告ぐ」と題した刷り物を配布した。その冒頭部分。

「外国通信員諸君に告ぐ」(3 月 5 日)

「…この名誉ある外国通信員諸君の従軍に関し、充分なる便宜を与へ且つ陣中に於ける労を慰むるに足るべき方法を講ぜんとするは、帝国陸軍の最も努むる所なりと雖も、奈何せん諸君の既に承知せらるるが如く、今回戦地となるべき地方は、その交通機関殆ど皆無にしてその物資も亦甚だ欠乏し、軍需諸品は総てこれを本邦に仰ぎ且つこれをその険悪なる交通路上に運搬せざるを得ず。為に兵站業務の如きも頗る困難にして、その実況は不日諸君が実地踏査の上これを一見せらるるに至らば、蓋し思ひ半ばに過ぎん。故に諸君を歓待せんとする我が誠意は、遺憾ながら実際その幾分を遂行し得るに過ぎず。諸君幸いに諒せられよ。」

この挨拶文は、世界の各地からはるばるやって来た客人に示すものとしては一種異様な感じがする。「思ひ半ばに過ぎん」などという古語は英語にどう訳されたかわからないが、「現実には皆さんの想像以上ですよ」と脅しをかけている。

○ ジャック・ロンドン

日本にやって来た特派員で、日本の厳しい報道統制に引っ掛かり、3回捕まった挙句、半年も滞在しないで本国に送還された作家がいた。その人は、アメリカの作家ジャック・ロンドン（1876～1916）である。

彼は、『サンフランシスコ・エキザミナー』新聞の特派員として日本に派遣された。ロンドンは早くも1月25日には横浜に到着していた。

ロンドンは東京に腰を落ち着ける暇もなく、朝鮮に渡る船を捜そうと単身九州に向かった。しかしそこで問題を起こしてしまった。ロンドンが2月3日下関で書いた手紙。

「朝鮮行きの船さがしで一生懸命だ。汽船を見つけるために長崎から門司にひき返すのに丸一日をつぶした。2月1日（月曜）やっと切符入手。外に出て街上風景3枚を写真にうつすと、日本警察が“ヴェリ・ソーライ”といって僕をふんづかまえた。門司は要塞地区なのだ。とりしらべに1日かかり、言うまでもなく乗船不可能。“ヴェリ・ソーライ”、月曜の夜は小倉の町まで護送され、又取り調べを受けた。留置。火曜日も取り調べ。犯行明白と決まって罰金5円、カメラは没収だ。東京のアメリカ大使館に電報を打ってカメラだけは取り返しを交渉中。」（木村毅『日米文学交流史の研究』「第24章 ジャック・ロンドンと日本」）

ロンドンは前年1903年に発表した『荒野の呼び声』（あるいは『野生の呼び声』）が発表と同時に爆発的人気呼び、彼を一躍世界の有名作家にしていた。

さて、カメラはどうなったか。――ロンドンの打った電報によって、東京のアメリカ公使館が動き、外務省から司法大臣に連絡が行ったものと思われる。カメラは無事ロンドンの手に戻って来たのである。

彼はカメラを受け取るや、2月6日か7日、釜山に向かった。釜山から仁川行きの船に乗り、10日に群山に着いた。その2日前に仁川で日露戦の火蓋が切って落とされたことを聞いた。

2月24日には京城（ソウル）に入ったが、このとき日本軍は鴨緑江渡河の作戦行動にかかる準備をしていた。彼は日本軍の訓練や行軍の様子を観察することができ、それを『東京朝日新聞』に寄稿している（3月4日ソウル発信）。

しかし、ジャック・ロンドンは『荒野の呼び声』の作家としてではなく、拘置所に入れられた特派員として紹介されたのであった。新聞の見出しは、「日本陸兵を激賞す」とあり、「先に長崎滞在中 要塞地帯法違反事件にて 一時物議の種となりたるサンフランシスコ・エキザミナー新聞の戦時通信員ジャック・ロンドン氏が、三月四日京城発にて本社へ電報したる通信中に、日本陸兵の動作を激賞して曰く」とあって、以下の文章が続く。

「思ふに 日本兵の如く静粛にして秩序の正しきものは 全世界中に之（これ）あらざるべし。若し我米国の兵員ならしめば、今頃は例の如く無邪氣にふざけて騒ぎまはりて、幾度か京城内に血を流ししことあるなるべし。日本兵に至りては 断じて斯くの如きことなく、其厳肅なること驚くべきものあり。されば市民中一人も之を恐怖するものなく、婦人も無事、酒店も無事、総ての財物皆無事なり。

日本兵は日清戦争の当時、すべての徴発物には相当の代金を支払ひたりとの評判を得たるものなるが、今日も尚此の評判に背くことなし。「之が若し露兵ならんには」とは、一般朝鮮人の口にする所にして、之を聞ける欧米人の思はず聾蹙（ひんしゆく）する所なり。

余は未だ一人の酔どれたる日本兵を見ず、一人の乱暴狼藉を働ける日本兵に接せず。而かも彼等は皆兵員なるなり。若し夫れ其歩兵に至りては、我邦のアレン将軍が賞して、世界いづれの歩兵にも優れりといへる言に徴しても、その如何に完備せるかは知るを得べし。

実（げ）にも彼等は重さ四十二ポンドに余れる軍装を着けて進軍しながら、つゆ苦しげなる色を見せず。一人の前に屈める者なく、体のゆがめる者なく、隊列に後るる者なく、紐の結び目紐の端などを直し居る者なく、さては持ち運べる品々のだらしなくぐらつきて、聞き苦しき音を立つる者となし。その肅々として一糸乱れざること 全隊列に於て然り、個々一人に於ても亦然り。人に欠けたる所なく、業に滞る所なく、唯その目的に向つて驀然として（まっしぐらに）進むあるのみ。日本人は実に勇士を生ずべき人種なり。その歩兵は実に最良無類なり。」（『東京朝日新聞』1904年3月26日）

先に引用したベルツ日記に、「作家としてアメリカで非常に人気のある、有名なジャック・ロンドンは・・・」とあったけれども、日本ではまだ全然知られていなかった、東京朝日の記者も彼が作家であることすら知らなかったようである。記事の扱いも目立たないところに載っている。だから、この記事に注目した人はあまりいなかったようである。ジャック・ロンドンの日露戦争取材のことを書いている研究者でも、東京朝日のこの記事を取り上げている人はいない。

しかし、短いこの記事にはロンドンの日本兵に対する観察眼が見事に表現されている。彼は何の先入観もなく日本兵を見て、「体のゆがめる者なく、隊列に後るる者なく」「紐の結び目紐の端などを直し居る者なく、さては持ち運べる品々のだらしなくぐらつきて、聞き苦しき音を立つる者となし」といった専ら訓練された兵士としての資質に注目している。これはすごい兵隊だと思った。ロンドンはこの時、日本はもしかしたらロシアに勝つかもしいないと思ったのではなからうか。戦力とか装備といった外的なもので比較するのではなく、作家の鋭い感覚で日本の勝利を直感したのではなからうかという気がする。

ロンドン日本軍の許可を得ないで、京城から勝手に満洲国境に行き、国境付近をうろついたため、憲兵に捕まって京城へ送り帰された。これが2度目の逮捕である。京城において活動を禁じられたジャック・ロンドンは次第にフラストレーションが募っていく。4月5日

の手紙にはこんなことを書いている。

「明晩、この地の YMCA の好意で、在住白人のために『野生の呼声』の朗読をすることになっている。——イーヴニング・ドレスを着ねばならぬのだとさ。それがこの国の習慣なので、郷に入っては郷に従わなくてはならぬ。……とにかく、この戦争に、もし日本が勝ちでもしようなら、日本人はとても生意気になって、白人たちは日本に住むに堪えられなくなるだろう。」

傍線部分は後の彼の「黄禍論」の兆候がうかがえる。5月1日に陸戦の火蓋が切られ、ロンドン第一軍（黒木司令官）に従軍記者として従軍することになった。彼はロシア兵が捕虜になっているのを見て、胸を突かれる。自分と同じ白人が黄色人種に捕えられている。多くのロシア兵の捕虜が数珠つなぎになって武装解除された姿を見たのである。

「私の目撃した情景は、頬に見舞われた一撃にも等しかった。それが私の心に与えた悲痛な反応は、男手で鋭いインパクトを喰わされたのと違わなかった。ある男（それは青い目をした白人だ）が私を見る。垢まがれで髪も乱れほうだいだ。彼ははげしい戦闘をしたのに、その眼は私のより青くすみ、皮膚は私のと同じく白い。彼とともに、同じ白人が無数につながれているのだ。

私は思わずあえいだ。感動に息がつまった。彼らは私と同人種なのだ。私は急に、そして鋭く、黄色人種の中にいるのだという反撥感におそわれた。この窓から見渡せるものはみんな黄色人種だ。窓の後ろには別な人種がおる、しかしたとえ彼らのそばにいても私の不思議な孤独感はおおい難い。この外国人のなかに、こうして自由でいるよりも、むしろ捕虜となつて、彼らの間に伍した方が気持ちが安らかだろうと思った」（木村毅、前掲書より。中田幸子『ジャック・ロンドンとその周辺』（1981年）にもこれと同じ内容の引用がある。中田によると「追撃戦」という表題で書かれたものであるという）

彼はロシア人捕虜を見て白人意識に目覚めたのである。日露戦争は人種戦争である——彼のなかで「黄禍論」が次第に強くなっていった。

戦争報道のために、彼が日本、韓国、満洲に滞在したのは、半年にも満たなかった。その間に3度も捕まって足止めを喰ったうえ、思うような取材は何もできなかった。ジャック・ロンドンの研究者は、特派員として日本へ来た成果はほとんどなかったと総括している。

そのころ書いた手紙には「第一軍本部」とあるが、戦闘の現場などを見ることもできなかったであろう。5月6日に書いたロンドンの手紙が残っている。

「健康は上乘。ただしいらいらしている。この軍についていたのでは手も足もでない。すばらしい仕事ができなくてはならぬ筈なのだが、僕の立場上、制限があつて、どうにもならぬ。

今までのところ無為無策、ただただ恥ずかしいの一語につきる。三ヶ月いらいらしたのに対する唯一の慰めは、アジアの地理とアジア人の性格というものがよく分かったことだ。今度もし戦争があるなら白人がわに從軍して、この失敗をとりもどしたい。ここでは何もできるあてがない。」

ロンドンがソウルで馬を購入して、馬夫を雇って世話をさせていたが、その馬夫が秣を買う金をしばしばちょろまかすので、ある日彼を殴ってしまった。ところがその馬夫が軍に訴えたので事が大きくなり、ロンドンは呼び出されて軍法会議にかけられてしまった。3度目の逮捕となるので、遂にアメリカへ送還されることになってしまった。

鋭い観察眼をもって日本兵を観察しながら、日本軍の厳しい取材規制に引っ掛かり、ほとんど取材できない状態で、彼は次第に「黄禍論」に傾いていき、日本を離れる——日本兵の行軍、訓練を観察したロンドンの、実際の戦闘場面の報道記事が見たかったが、実現しないで終わった。



「東洋の知恵」：日本の警察が報道特派員に「卑しくもわたし達は名誉ある新聞記者を名誉ある紀章で見分けたいのです」。「検閲」と書かれた布で、報道特派員を目隠ししている。新聞記者が手にさげているのはカメラバッグ。(Bernard Partridge, "The Wisdom of the East, Punch, or the London Charivari, Vol. 126 (16 Mar. 1904) この風刺画はロンドンが門司で捕まった所を描いたものではないかと言われる。

参考文献

- 有賀長雄『万国戦時公法：陸戦条規』1894年
- 同 『日清戦役国際法論』1896年
- 同 『文明戦争法規』1904年
- 同 『日露陸戦国際法論』1911年
- 蜷川新『黒木軍と戦時国際法』1905年
- 高橋作衛『日露戦争国際事件要論』1905年
- 篠田治策『日露戦役国際公法』1911年
- 遠藤源六『日露戦役国際法論』1911年
- 一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』1973年
- 皆川治広「陣中に於ける国際法事務の一斑」『国際法雑誌』第4巻第3号、1905年11月
- 篠田治策「旅順開城の真相と遼東行政に関する実験談」『国際法雑誌』第4巻第4号、1905年12月
- 加福豊次「黒木軍に於ける戦利品に就て」『国際法雑誌』第4巻第9号、1906年5月
- 皆川治広「従軍所感」『国際法雑誌』第3巻第9号、1905年6月 高橋繁三「従軍所感」同上
- 田中遜「従軍所感」同上 蜷川新「軍人の研究すべき国際法の要目」同上
- 有賀長雄「従軍中経歴談」『国際法雑誌』第4巻第6号、1906年2月
- 加福豊次「黒木軍と赤十字」『国際法雑誌』第5巻第10号、1907年6月
- 有賀長雄「旅順の整理」(一)～(五)『日露戦争実記』第63編～第70編、1905年4月3日～5月13日
- 才神時雄『松山収容所：捕虜と日本人』1969年
- 才神時雄『メドヴェージ村の日本人墓標：日露戦争虜囚記』1983年
- 松山大学編『マツヤマの記憶：日露戦争百年とロシア兵捕虜』2004年
- 大熊秀治『日露戦争の裏側“第二の開国”：日本列島に上陸したロシア軍捕虜七万人』2011年
- 松村正義「日露戦争と外国新聞従軍記者」『外務省調査月報』第2号、2004年
- 安岡昭男「日露戦争と外国観戦武官」『政治経済史学』438・439合併号、2003年
- 中井晶夫「スイス観戦武官の記録」『日露戦争(一)』軍事史学会編、2004年
- イアン・ハミルトン『思ひ出の日露戦争』1935年
- フランシス・マカラー『コサック従軍記』1973年
- 木村毅『日米文学交流史の研究』1960年、「第24章 ジャック・ロンドンと日本」
- 橋本順光「ジャック・ロンドンと日露戦争：従軍記事から「比類なき侵略」(1910)へ」『日露戦争研究の新視点』所収
- 中田幸子『ジャック・ロンドンとその周辺』1981年
- 辻井栄滋『地球的作家ジャック・ロンドンを読み解く：大自然と人間——太古・現在・未来』2001年
- 信夫淳平「有賀博士の七回忌に際して」『外交時報』第542号、1927年7月
- 松下佐知子「日露戦争における国際法の発信——有賀長雄を起点として」『日露戦争(一)』所収。同「一九〇〇年前後における法学者有賀長雄の国家構想」『新しい歴史学のために』274号、2009年6月。同「有賀長雄の対外戦争経験と「仁愛主義」：日清・日露戦争期」『年報近現代史研究』5、2013年3月